

# 難病患者就労支援モデル事業

障害者に対する就労支援策を参考に都道府県及び難病相談・支援センターが中心となって、難病患者に対する就労支援事業を実施・評価することとし、国はその実施状況を各都道府県に還元し、各都道府県独自の取り組みを促進する。〈期間限定のモデル事業：5カ所程度のモデルセンターを選定〉

